吉備温故

无巻数

和書門 類 二九二七二 號 一二一 函 二 架 六九 冊

内閣文庫 和書 類 二九二七二 號 六九 冊 一七五 函 二一 架

内閣文庫
番號 和 29272
冊數 69 (46)
函號 175 182

内 一〇七七三號

国立公文書館 National Archives of Japan

吉備温故秘録巻　大澤惟貞輯録

紀事十

内 一〇七七三號

安永元年壬辰俣野童郎左衛門狂氣

二月廿九日江戸大火すてに両郎ニも甚災ニ罹り候由ハ此方屋敷も

口達ニて申遣んなれ急の御使を俣野童郎左衛門 禄二百石 ニ

命せられ早速ニ帰りて是ニ俣野為年ニ承ル処ニ

甚だ驚き殊ニ罷可有ハ所々へ金銭を貸り請ニ度

心せ殊ニ別日数ニ姑預なと金銀相頼れハいかにも心

せ殊ニ引あけ本心違ひいへるすや何事もて尺り当毎につけ

殊ニ不納ニ物ひ生し三月四日遠方へ蒼井且殊取郎と

いふ者来り　此孫四郎ハ此方の猪先の往来の時ゟ猪世話をなす者なり　何とか世話をし
章三郎を儘の形にて常ゝ敷を入て我か心を安らかにすへしめ
何角家ほうにてもなさしむ事なる様に懐を清し孫四郎
ゝ詞一つとして世に入れぬ白須賀を行ゝ者、章法ハ要かな
狂気と申すなるにや此家の事情大村庄兵衛の方へ行
両端を了と云文にて章三郎出生を書ゝ人遠く所に有
中途にて何とといふさらハ二子ハ一子に叉ハ国内にて
両方をも白分の好きにて其身に入る庄兵衛へ申思ひを述
成りて先の用向も長へ了といふ章三郎を儘いはれぬ時
及ひも有へし此度江戸表ゟ其使者へ急便の事

速に独り身を籠坂の船中にて日を費さ付添ひ其安心
なるかくして此方の一家にて引取る事と存し其段を申
奉りてそれハ其事に障害なりし明秋庄張様此家に而此宿
まて法徳のことくしきや御見舞の事を取計ひハ法門
はゝ我身にかゝるさる法家中付てそれハ法を承りあるへし
先云章三郎を儘なれハ他家にては安心なるへし何とも
さりとて我を取りしなとといふ庄兵衛へも金子の毒なるへきの
訳にて其親いかにも親の為にても出来中にも好みてなれハ事実
よりや付て性相知れ法猪居此家にかゝるさる所なれハ
法正家独身へし者なる猪めなりと思ひしかされ共ハ先君に

国立公文書館
National Archives of Japan

御城へいりたし駕籠馬にて一連なりとも帳なき人来たり
中せへりしされハおしよせ庭の外をいふ宗三郎と申
狂心深ぬ邪し先外に出て走り来りしと云ハて出たりさるに
門前に待たる鎗持を刀をぬきて切んとせし奴鎗を棄て
逃けるを其儘蔵て追廻しけるを其所の家々とゝくはなためて　或
家の椽椴に腰かけ休ませておしよせ人とも見る所へ隣屋
其外所の役人ともおしり出来り何事か当所ハ一宿の
御宿中等こしき先にハ隠し行りハ駕籠馬ハ一連なりとも
出来りしといふ宗三郎を待ちけるに如何なる先刻より一宿ハ廿段
とられ申せしよし連られ乃為まかり申と云ふてを此すて

皆く引入ぬ鎗持の抑へたる役者の度胸を一人捨ひ
立て宗三郎を斬る前より抑まへられハ是ハ如何程我なりとも也
とて面々ぬ其所に両ハ東無を流して隣りかハせんかと
おへいりしの所せ法め又鎗おさへとも鞘をぬして狂ひ
廻る者の業もに追かけらるまで逃まわり宿中ハ戸をたてゝ
一人出ぬ者もなく魚市所に宿屋の下男一人通り
かかりしを鎗にて突けるを腕の下をかきりて袖と客間
されて其儘倒れ又鎗を上りて逃たるぬ派狂ひまわれとも
おそれて我宿の者ともかまへ打てうろう
けるまで家の内に入りくれとも恐れて出る者なし其所に

庄司の書通り御の呈ハ旅人の粗暴しける者と見え候へ
いかにしても甚だもりの人を疵付けれハあづかりし
出来りて逃行きたりしまで息絶ぬされば宿役人も来り
集り何方の者なるやハ屋敷様御通り之由早く片付べし
とて死骸をハ箱に納め塩漬にして御見分をいたすに
入れて訴へけり番とも其由なる善次郎に問進しけれハ去
改として林徳之丞 稲川右角従弟 三郎右衛門 後自分新来忠次郎
先役井上大三郎より甚だ呈難かりし由を申上に付源五須賀
ふかり婚事中の死骸を改め葬送し宿の役人に呈けれ
令新しく江戸に帰る 此事の一件 新田御百姓ものゝ事と申ひしよ
五月二十三日にて勝しといふ其仕形を守る 書付

より右孫次郎と連れ呈と旅人にきこへ所に宿りてあまたにかうしけれ旅する
に辞り行きがたしあるかうちに見て逃げしも日数経ぬべき神か恵みけれハ所の
役人らより何と仕早く勝して呈ると孫次郎にも申せしが扱をなんで宿の
時よそれし裁断せしがとかか
彦三郎が情の捨て身ハ両手に泥絵を逃きたる事に伝われ後ハ年
を実さおかり翌日山の上より下りけるに人々見付相論者
となりて尋ね行しに備前保野 彦三郎が情 実子男も虫少数
そのまま当国にて同じく来たるて書人へ付届しを事済して
掛地を立ち因人々として江戸に連帰りて逃亡と称する
其嘗ハ逆さまに寺の深山に入り巌下に落ちて死したりけるを聞きて
経て後御役御見出し同郡の者と若者共を呈に死骸を
親類へ引渡して同年九月改めて埋葬して事済みたりといふ

熊沢百助出奔

熊沢百助 禄二百石 ハ去年より江戸詰にて井上河内守殿と
申しく数寄者と聞えしが今年二月六日大火の時大名
あまた近づき諸侯の宝器 俗にいふ八つ(?)と唱ふ 其品ハ珍器一長持 近頃七持参る由 御老中三ヶ様也
を出さんと頼まるゝ 持参ハつまり数寄者ハ長持ハ持来り庭
まで出せりしと書物等の道具持無き人あれハ宝物なりハ
たとひ出来ぬとも運ぶにつき預り候 何れの者か荷より出の目塗
せんとて集りたる人々暫時待ちもやゝ人も集りんとて待ち
けれどもいつかの由つまりや人集り候何れより出来る迄
つきぬものと催促して百助強て申つゞきひらく迄も荷を出し

たり其焼失んハ無実なり申しくハ荷をたのむよ入置て有る
荷ハ火入候ハ中披きのため来合両人切腹と覚悟せんハめなと
いふ疎忽なる事も是非に及ぶまじと汝其通りにまかせたり
外他何事もなしと申しけれハ書物等ハ開き見して其儀よ
目塗させて火の移るを見届 火ハ内桜田へ入和田倉御門を
出北候ある松平右京大夫の邸よ大猶(?)れとも備前の邸ハ前が
く南より来る火ハ類焼にて北をハ防き留むべき様預りて思ひの
外隣家ハ其れ故よ持出二三人来れり其の依て又両人
中にて今人来る出来候ともめ付封ハ様子の事也
目塗ハ既にて其ままにしてされハ働けるとて帰りて

六を聞きて要用其書抜ありし論ハ能く目撃せしてうけの
かくて郎を生れけ程る人ハ不足なれハ百助並に伝兵衛の子
嫡子左平次並に其の子横田清三郎ともに々かつき家なく
生ける甚論して名ハ隆く後続なき当百助ハ古書画
古器等を好みし多くの物一時に灰燼となりて我身にかけ
て甚く惜まれけるハ思ひ心を悩しけり閑居中なれハ外に
諸家の多きものならねと自身に目撃せしものを思ひ出しなりや
去らんとのおなりて浮世絵の廃なる故其所々の大人に多くや
と心に其筋の形色常ならぬさまなりしハ三月廿日郎を
出て行方志れす空しく心残りて熊と人ハ論しまて許しけれとも

数寄者の帳面に本紙に清書金銀抜書つて満やうに認めおの
仕居なりけし者手引して方々尋ねれとも更に行衆志れ
ず殊に大組交代の期なれハやむなく清書出奔ともなりぬ
者大組交代して後三神三郎兵衛（在江戸判形）より許し百助への
一通の書を贈る其文言ハ如此如く大災の節の始末書
許しとかく仕方行届かさる故殊に大もののしやと其文身
の立所なく退去仕る事も切腹なりとしてハ老人の口添に
難義かくをも思ひいとひて一旦ハ出奔しけれとも老る
所とてもいまた角ても不平言ひに切腹の覚悟に極め挑灯屋
書郎を帰り後人ハ此出来てより使を請て

腹切へしとの文言なり三郎兵衛ハ甚吉郎が築地門跡
寺中に居たりけるが是ハかくとたるのなり外にはも同様に城
ならやらん何なる一振に逃るのも難かしきて件の書類懐
に入れし又出勤しけるに大膳亮殿の谷川三平を一寸んにかけ
集り平助が此事之者といふ郎此通とて右書類之を見せけ
るに三平を始めとしてハ集ろ人挑燈屋五郎兵衛来り尋
参りけるに悪路實の秘心にて早速来るには直に此旨通
ハ吉田伊右衛門に申置たるにんハめでたと云ふ三郎兵衛も
逃て此の諸方申さんとて来りしひハ何方にも行き違ハ是非
不残に尋ぬまたり六郎兵衛ハ一夜人目通して右之清方

に行向ひさるべくもあらずわかりし平助か家来の独り居
あるを添て伴ひ道を急ぎ帰りけんしとすゝめ甚吉頻に望ミ
居けるに五郎兵衛方にて例の家俵ハ浅黄木綿白無垢木
綿包を持参りたるハ早速切腹まで持行水の器の
支度をぬ猶其外入用之品をとゝのへおき是ハ
家内とも大に驚き加ふて其まゝ辞退けれハ甚吉平助殿
何てあるに行しまへ是ほとの事は難儀の世しハ郎兵衛にて
然るに白刀ハいかゞぬ抜きを先に何地とさらんの義の中に
掛金一刀にて常陸鹿島宮が如く行たる此方ハ此処
立帰り腹切らんに一刀にてハ済まずとあらハ新に買求

しかいふかくてまよひけりいつ地へゆかんと志れざりけるしる
程経て佛前近邊に帰り跡切て死せしといふ

村田源左衛門狂気

村田源左衛門（池田外記組頭役　引足し組二百石也）といふ者平生積気強き性
質なりしが林隣の屋敷六左衛門（中小姓　弐百石取）常々心易く隣家の
事なれば積気起る時ハ行て介抱なとしけるに彼六左衛門
今年九月十日の夜源左衛門儀常のごとく見へけれハ老母
より隣に下女を遣はし六左衛門を呼よせしが折節他行
せしか夜更て帰り宅内の者より隣より来りしのよし
申けれハとて六左衛門ハ例の積なりとて薬入たる印籠を手に
提なから出て常の如く門より入り大戸口より内に入らんと
するところ源左衛門戸際に立添居て一刀切る思ひ寄ざる
疵にてありけれハ甚深傷なれとも戸外へ出男女ハ唯驚れ騒
き逃迷ふばかりなり此時老母門内に逃出長屋の側に
潜ミ居たるを見て此騒動なるに呼之一番に野間久右衛門
挑灯を持て出けるが門ハ内より鎖しぬれハさし明
けて外より呼ふに源左衛門うちより迎へ自ら門を開き久右衛
門ハとて持たる挑灯にて見ゆるに抜身を提け居たり
これハ狂気故と思ひ其侭立かへり持たる刀を奪ふに其後
雀部輪之丞来り両人にて兎角なだめ座敷へ連行

捕へんとせしか内匠遁て近邊の者共集り先縁者へ人を遣し
各々集りぬれハ評定のうへハ一類共ハ其身の屋敷
にあつけれハ源左衛門を請取奥の一間に入り蚊帳の網をはりて
両方をとく見張被詳議しけるに諸親類共之外何れも使者をもて
自裁をすゝめけれともとかく親類の色々と申されハ只今の存は
及まし親類のつらきとて縄をかけ縛り捕へて實母さへ是非
切り切腹の沙汰にもまてなかりしとなる 此切し者ハ山内三郎兵衛成しと云ふ 又曽我五郎の切しとも云ふ
此時六左衛門か兄谷田五郎左衛門と云ふ者来りて申出しと云
しくおりしをめてたく決しける内にも人の命被召上と捻捕に相
去とは如く無下の心ましとて狂氣まてと人を害し給ふに付て

村田の家ハ絶ぬ六左衛門ハ江戸表へ其子弟と共に帰りし
弟六分後 久三郎と改 其六左衛門か姉相なる三十日目の抱捨にし六左衛門ハ
團清左衛門佐々木の後室に參り忠雄公に勤仕せし其上備
前にて御取立に預り蘭弁に遅れ種々御勤被遊て六左衛門の後も晴
中の命をおしむ赤壽の徒をはなし

同

忠勤死生の狂氣

池田三郎兵衛家臣に同勤左衛門と云者有り狂氣と号して五月
廿四日夫婦之者有りけるが女房を刺殺し其血を草に以たして
傍の襖に障子にかくて書付けり
親も子も如何因果を書殘し死て此身ハかなへ遂けるる

害終て三人ともに腹切て死す狂氣とハ云なから哀なる事なり

狂氣の害殺しぬるものなりしと沙汰ありけり

岡田小右衛門自殺

中野仁右衛門か部屋住の小路岡田小右衛門といふ者ハ如何なる

故にや四月二日自殺す其故を知らす

牧野平右衛門斬僕

牧野平次右衛門か子平右衛門 後孫右衛門 といふ者出産備の男を手

討にす是ハ十二月十二日の事也

安永二年癸巳高木孫右衛門斬人吏於駿府

御使として備前へ帰る御使番高木孫右衛門五月十五日駿府にて

従者を斬殺す此時同所ニ残し置し諸親類を命せられ筆

ハ安東忠七郎 大小性組 仮同付野村彦右衛門 組頭 佐々利喜五郎

当同付一人当役五人足軽十五人かの徒士文右衛門蜂谷平左衛門

両人ハ孫右衛門か切し時同場に居合せたりける

無し此時の事同所役人ニ而永井亦女の事とへ申付ける

ならしけるハ去て訴ニ来かりしかも事出して文なく

返答事をのかれハ人々心を用ひ出候を続きて子細を

申さりし 右孫右衛門を申しめし不殺 孫十五日書斬候也けり

以切手被給候得共、松平内蔵頭帰国之節、当月十五日府中
宿立休本陣次右衛門方ニ而右宗兵衛家来鈴木次郎兵衛小揚之者を討
捨候ニ付、右者中分ニ御中之者書面之旨小揚之者請負外ニ故討
捨之儀ニ付、右体之本陣次右衛門并宿役人共ニも右討捨ニ
節其場ヲ立去候ニ付、前書之通人相ニ証之以書付ニ
宿場ニ而御役所江御組同心を以口上書ニ而右一同ヲ
被仰付候得共、奉前右者を討捨之無相違旨西部宿ニ而
無之候、勿論見遁ニ様之次第諸々口上書ニ候
之儀ハ御中之御奉行御討留ニ而始末申上候旨も
被成候、其外委細御申越ニ御座候、右松平右京大夫家依

御届申達候以上

五月十四日

安藤弾正少弼 殿

池田筑後守 殿

永井采女 様

一 松平内蔵頭家来宮本次郎兵衛儀小揚人足之者致無礼候ニ付
故討捨候旨、使者を以申立、其段所ニ而御届ニ付、委細以書付
中務少輔御申達之趣、口上書を以申立候書面
之内雑言之儀ハ如何様之雑言ニ而候哉、相糺
難相見討捨ニ及、委細相糺候也、此者ハ何分之致不届候
并御組同心宿場江御指出候ハ、何分申付、此上之儀も無之

名跡御立被下候様ニ与申上ル
家来共より返翰左之如し
去ル廿四日之御切紙昨廿五日相達致拝見候松平内蔵頭
帰国之節当月十五日備中宿屋佐本陣次郎左衛門方ニ而
右家来高木孫右衛門小揚之者を討捨ニ致御届申来候
中より書面ニ而小揚之者討果し候ニ付討捨ニ致し候段申来候
本陣次郎左衛門宿役人其外之者討捨之節其場所ニ
居合候者共相手之様子又其場之宿場役人
立会之組同心共より申立候一同ニ口上ニ致吟味相違無之
を討捨ニ可致旨申来不都合之儀無之候旨分論

先達而御沙汰御座候処右者両人被召捕中より書面
之者討捨ニ始末見届候者共之訳相尋候処去年書面ヲ申上
自分松平内蔵頭家来依御指図御吟味之上御申聞ニ御座候
候趣之通ニ御座候

一　孫右衛門小揚之者討捨之節内蔵頭殿本陣次郎左衛門
家宿役人其外之者其節本陣次郎左衛門家宿役人
問屋場ニ居合候問屋年寄問屋場ニ居合候四郎
旅籠屋五兵衛其外之者同様宿役人立会
並組同心共より書面を以申出候小揚之者孫右衛門
難事申立候様之儀相違無之候

右近義者不都合之義無之候ニ付其趣申上候
都合之趣遠江守殿ヲ以不都合之義無之義有之候内藤殿より
中川之使者ヲ以申上書之趣ニ付御答之銀子渡方之義申之候
右ニ付右近義有之候処其申上候内藤殿家来当所
引揚候様申聞候中川之義も家来共より其之趣相違之由有之付討候
之ニ付右近義有之候哉先達而申上候書面之難言之趣ニ付
訴巨細右衛門より申上候ニ付御承知ニ候由御座候ニ付難
無之様可被成候

五月廿八日

永井采女正

池田筑後守殿

一

安藤弾正少弼殿

松平内蔵頭殿家来孫右衛門小揚狼藉之者討果候外ニ被討候
其後使者ヲ以申上候当所ニ役所右使之付安井右衛門書付を以
中川之候中ニ而右之家来聖之義以書付中川ニ而右書面之趣
難言と有之義ハ此等之候難言ニ付手向之段相違有之付
難儀之討候様申聞安井右衛門申立此外中村
家来組同心居揚ハ承出来候ハ何之用ニも無之候此外ニも
右ニ付候ニ付右之段承出候内蔵頭殿より承出候以書
之内難言と申有之難言之申候ハ無之付右使者ハ難言
之候右等之事ニ家場ニ而中川難言之右近義之

一

一　宿場ハ組同心指出し候ハ人馬其外諸事為取扱候
より問屋場ハ同心両人ツヽ指出し候ニ付問屋共之上
旅籠屋五人宛呼出書付為取候
御目付衆中ゟ
松平内蔵頭様今十五日當宿本陣江着之所宜御休
又御付御家来衆高木殿之衆ゟ今日ニ付小揚之者次之衆江指
宅ニ付相成候討候様之儀申上候處追而申上
御目付ニ而
御請
内蔵頭様御家来私向本陣次之衆江所宜御休

御付私方ハ御家中御宿仕候高木殿之衆江候
又方通道ニ而日雇之者通中ニ而相對致候小揚所之者
其外之衆ハ雇候逢中ニ而酒代を取立候様ニ難
中ニ而之者候様之衆高木衆相手ニ致候悪
以後之御付様之衆家中衆被相ニ付本陣ニ而
御中ニ而付様之衆江宿役人ニ而出之者ニ付之中之
之衆ハ不便之御座候本陣之様之衆御難儀
難儀ニ而御付其外雑費之衆ニ付本陣之人ハ其外切之
之衆切ニ而切ニ而御通候物と雑言申懸之御家中
之居宿御方一両人ニ而出被成候上小揚之衆之衆ニ而め

之刺候ハ狩衣着り切り迄ゟ出方得て物前以首ハ
背首を以候おゝ切り候處ヲ庇を切候と手を掛き
甚上息枝を以孫左衛門脇ハ手向ひ候得共甚多く
難ニ及候ニ付候刀抜ま可申処ゟ驚き候而肩に
無之切懸ケ候小柄ニ而逃出本陣次左衛門宅ヘ這入候処
源右衛門後を追懸來候ニ次左衛門庭ニ而首ニ切懸り候得とも私義
抜身ニ而追懸ニ参候處ハ見届候ニ付差押候ニ大勢
立寄候而無理ニ抜候被次左衛門所ニ而肩ニ切懸り候義ハ無御座
候ニ付右之者共中山様より遠ニ御渡候以上

伝馬町本陣向

五月十五日　旅籠屋　九兵衛

御奉行所様

右之通中山様へ私共義も御尋ニ付有躰申上候以上

伝馬町　問屋　平兵衛

同所　年寄　吉右衛門

同町　善四郎

本陣次左衛門口書左之通

御尋ニ付申上候

松平内蔵頭様今十五日私方ニ御休ニ而御供之内字田宮内殿

之手孫右衛門ハ手代小揚之者ヲ相勤候ニ付討捨ニ可討様ニ
節之御論為見届又次郎ハ不及ニ不逸ニ事と存候者ハ無之

御請

内蔵之助様御意ニ付重而候者御切腹可然處御赦免被成
御請ヲ向候其者付ケ參ル御家中之者 私同意之者共ニ
之様子何やら騒敷 私共之者口論ニ而も有之候哉亜
之様御手際御見ハ様子承り候ハ御相手之役人中より
私ニ少も構ひ不在早速参り様子ハ取鎮候様兄弟之者
之者共と申候ハ承り候ニ半年早く信て相見候ニ小揚
之者之首孫右衛門殿ハ對し候とも疑ひ無之事候との事

悪口ニ及候 其外雑言仕候ニ付 孫右衛門儀ニ而も堪兼ね
申募り候ニ付 御屋敷ニ而剰 伝蔵并其外之者一両人罷出小揚
之首ニ長脇差ニ而切掛り候ニ付 其者ニも雑言
致候ハ切殺可申と切ニ掛り候ハ 伝蔵ヲ始ニ而首筋ハ骨
有之候ニ付 少し切りし候ハ 其外之者切りかゝり候へ共
切られ候て其儘手を負 其上臆病を存て孫右衛門儀
手向ひ不申雑言致候刀を振廻し候て其後首
然る所 立腹之儀ハ逃去候 孫右衛門儀ハ早速私
宅へ参り 小揚之首 傳兵衛与申者首を切落申
候付 御当所様ニ御注進申上候 右小揚之者ハ孫右衛門儀

江戸表ニ而ハ右之通ニ而日雇之者共所 桜田町
先触ニ而ハ諸事ヲ取計候ハ、心得有之者ニ而相違無之候
今相窺候様ニ致置候ハ、右之者共ニ付候処ニ御座候
長崎ニ而ハ急度申付人足雇之者大勢有之候ハ、急度相心得
其外ニ而も逃散外々ニ而者有之候ハ、申上候
右御尋ニ付申上候、以上右之通ニ御座候以上

巳五月十五日

伝馬町 名主
次左衛門

右之通御尋ニ付申上候私共支配之者承知仕候ニ付書付差上申候以上

伝馬町 同
平左衛門

同所 名主
吉四郎

同所
新右衛門

平左衛門

新左衛門

吉四郎

閏年寄衆より指出し候覚書左之通

御尋ニ付書付差上申候

松平内蔵頭様今十五日寺社奉行次右衛門殿御付

ニ御付御家中之内高木孫兵衛殿中仁小揚之者

指次右衛門宅ニ而相付候右之者共及人数

候ニ付早速御尋ニ付

御届

平左衛門中屋敷内長谷川様御家中御通行之折柄平左衛門
家来ニ而吉兵衛と申者早鐘を打候処見届候ニ付出合候処
立帰候ニ付右之者同道ニ而長谷川様御家中之者附添
ニ付御家中ニ而右之者平左衛門家来之者御咎被成候ニ付
向遠方江参り右之者所持致候刀を見届候ニ付
右之者共ハ銘々相届候而差留候処同様之者相届
其後八日ニも罷出候処上ニ而者内々諭ニ而も可申
旨被申候処平左衛門家来之者共ハ小揚頭之者を以平左衛門
ニ付懸り合候ニ付平左衛門早速平左衛門家来之者共ハ

平左衛門家来之者共小揚之者平左衛門家来之者共ハ
雑言申掛り合候所同役ニ而相談之上右之者新規
之内右之者申付切迄之者共ハ拵置候ニ付切迄之者ハ
且又右之者共ハ右之者共切候様申付候処右之者共
申候而難立右之上ハ右之者共雑用之儀
右之者所ニ而難儀之者ハ右切懸候ニ付平左衛門家来之者共ハ逃去候ニ付
右引続平左衛門家来之者御咎被成候ニ付平左衛門家来之者共ハ
前之者偽ニ而首切候処右之者共右之者早速
御番所様江御注進申上候ニ付其後場所之右之者申付
右御下知之者

嘉五郎方ニ而私義ニ平兵衛ゟ之紙面請取候処次郎問屋
久五郎ゟ年寄庄八病気ニ付問屋場江相詰候様申付
昨日人馬賃銭之儀掛ヶ合候処右細之義ニ付候へ
吾四郎ゟも私義へ相懸候ニ八無拠候得共当節
宿内病人多人馬差支之者問屋場へ相詰罷在候
平兵衛方ゟ之紙面返り之義相調手紙ニ八問屋場迄
右之通り付嘉五郎方中宿平兵衛方へ参り候ハゝ相済候哉
之候謙斗申付討議之相働返ゟ之候賄之方
大切之儀相場所ニ八先相立候所右細之事ニ付
右三人之者共ゟ而討議之相働小揚所之者様五郎之方

江戸表ゟ之通達ニ而相通り申候当所横田町ニ名寄合
候て相対之候得共取候ハ小揚之者共より一
当宿并宿継助合之者共ハ新井之者共と
内密ニ御役人中相渡し候由私共手紙
相渡し当所并助合通り通し候而見届候ニ付
者共ゟ無之候間則其段御屋敷へ御届申上候
右之趣御通達無之候以上

巳五月廿五日

傳馬所問屋
平兵衛
同所年寄
嘉五郎
同断
吾四郎

御番所様

町御奉行所御組同心口上書左之通

覚

松平内蔵頭殿家中五百當表通り私儀例之通
傳馬町御牢屋溝ハ右衛之者内蔵頭殿家来時之
次第取合之所家来中本陣ニ而見届候相渡人
町家以来斗來候者之中有壹人牢屋大御中組穏座
宜候也取扱共ニ九五之助方騒動ニ及候得ハ何分有之
之節ニ私方ニ而取候者ニ而小揚ニ而候者之右
對之彼是難言ニ而有之五分雑候中ニ人小請等之者

惡口申募り息杖ヲ以直ニ擲候ニ付不得止向取押候ニ
前之通之者取鎮メ候ニ付右之者取押候而刀振候得共警見
〻御取鎮メ候小揚取押之者本陣江右之者迎来候ニ付
續取押候之内返し候得共因ニ人者共雷前ニ而討留ニ小揚
取押之者取押候ニ付江戸表分石蓮之者ニ而蒙り取押所
相回町先録取之者諸事之取扱小揚之者取押候ニ付
江戸之者右道ニ而通り申候而右封之騒動之動
相付乗込ニ而者ニ而候之閑座并寄之取調等之者前之
取ニ而右者之候ハ、覚ハ傳馬町上府中
町方助ニ而出役出番之間之取調覚を申立候

右於新町御仕置之

巳五月十五日

山本伊右衛門

塩渕源五左衛門

一森彦市斬盗

馬役一森彦市か家の納戸ニ盗人入て衣類を取て逃けるを
其妻ニは知らすして後心付て見出しけるに其跡を追而
あとたる者の所へ知らせて罷りけるに角して心とめ
居けるに同日のくれの頃より西田蔵人方へ陽野彦四郎
塩川吉兵衛三人相語り寺へ出立てゆきしとも

世上の物語を聞しけるに彦市母ハ厠へ行けるに此ときに
故手燈を引明けるに内より大の男出て母儀を突倒し
逃ける故母儀声をあけて彦市盗そしといふ其声を
彦市ハ心得て取ぬきて彦市其時に脇指おつとり裏の方へ
行けるに何者とも知らす人影ありとかけまはり垣の外に
こえける故いそいて早く彦市行けるに梨の樹の陰に
隠れ家三好吉兵衛か壁に添ひ居けるを見付て抜打に
切付る梨の枝二三本切落し其後ら盗の頭より切こみ
頭半分斗縦に切るさすか逃けるに時彦市
手負故彦四郎か肩に居掛り彦四郎ハ半身血に染み

けり盗賊息きれ地上をまろびしを子丑道筋をさし
なりきしめ盗賊ども出て喜三郎の肉を切出し
捨て置ひしかとも彦三郎ハあるとて一旦母儀を突倒し父
兩の肉まひり蕃したしの口より這ひけるを終に甚早き
く雷のことし武田源野塩川三人ハ則ち出たるを
心えたりと詰寄て声かけし三所を立ちまち追払ひ
源野ハ其場所にて彦三郎か切伏し場所へ追ひれハ一番に
名付けしと跡より二人とも喜三郎を受け伏し悶死殺
をみれとも我かし元は又口ひたる償ひとて有るかぎりかくれとも
隱家ハ言ふとも近所の出者人を集め残る彦三郎が妻

一人出ける故いかなるの子やら病のそむきぬるやと彦三郎か
後追ハ妻の屍をまへしめ寄り能るりて其かゝる時に女嘆き
たまふハ無惨なし却て野辺なりつ一しく残る幸吉次男久蔵より
病かくりぬれハ源氏成けり飛りに武るも遂に小児の月光し
端んとうたてくも聞はかなしく産あるとしけふかれハ
哀の人感したりつ

安永三年甲午安井九兵衛狂氣

安井平兵衛か子九兵衛といふ者狂氣し五月廿四日の夜ありしかは鉄砲に玉込んてその咽喉に當て火をさしたる火縄を持しに足にて引金を引たる故咽を貫き即死せり鉄砲に火薬を多く入けるにや其音響しけれハ近隣（安井か居所ハ鉄砲町）何事かと思ひけれハやかて狂氣し出て人多く集り見けるにかくいふことくして死したりけり

長谷川弥三郎斬僕

長谷川庄兵衛か子弥三郎（其後ニ庄兵衛ト改）江戸にて去年十月の

まかりしに又候僕不禮せしかハ手討にせしとそ

葉山主殿か家絶

葉山主殿か孫ニ在 實子なく生駒喜左衛門か二男
を養ひ子とせしか

安永四年乙未 波多野平右衛門斬僕

池田備後守 大和 嫡子 吉年より江戸にて諸人召仕ける家来波多野平右衛門

といふ者の僕 平右衛門か主に對し不法ある趣にて二月十日手討

ませんとせしに此僕手負なから駈出し行けるを平右衛門追懸

備後守か屋敷の表門前にて切留けり此日ハ

當番にましめて神明宮へまゐりてまちけるまでや

程騒しけるに時刻ハ未の下刻騒動せしといふ

中村源左衛門口論に付出奔

同日上坂多仲お組同様番の者に被附候は皆々見覚えて

足達ハ煙管にてたゝき中村源左衛門か気短にて碁子を投し

ゑんりよなくも大儀ながら未だ一口坊主を呼て来れといふ
源兵衛頻に呼ときは無心せまいやなにとてやうしも無て
出家は大事の道は愚息も無理やうな早く大将様へ
といふ和尚うけ給はり呼て持参して侍従にて呼ふ
ま無しもせてや久しくして大将様迄は源兵衛へ来
やう何となく遅々とやすみ様も呼ぬと言葉の端を
何とも時坊主名は也右衛門と云ふ者か成ると云ひて
大何とて早く出家つきやうやあると云ふ源兵衛へ頼みて
此の事には是非に叶ふも再往呼ても無也と
みね其後へも忘れたるやと呼ても何かつて私とも

番付は各様の所へつかひ人にて触させ又此度まで延る書達
まもあるべき様の事ありは御指南ありと云源兵衛怒て
其方の様は定る報く何とへ申達ときまは此方の名字に
成しく世上にも其方の情ゆへあれは古今に大きく成れは
云ふかり是は此方にも場所をへ書るが事とゝ申べからず
いふ也右衛門に仕せてかくのごとく岡田氏にも是非へいふて
厳敷云弟子は皆無理其余儀かりと云人の不対云ふかり
中は何ゆへぞ取付と云不首尾にて互に離されば心得違
なりけるに此等の謂にて争ひあるも詮様へ一言挨拶ありと
いふ也右衛門様も承知私共同列各様の御指南には被下で

ゑひさし亦向きても、心用と算へぬハ、心得たる人の申す言へ
さうらふにも心づくしされバ、越度なりと云竹の間にありける
雨にも不埒の云ふ物、切腹にも及ぶべしなどさらに云ふべき
内生方ハ争ひ様して、おのゝ證所へ入りける、其後湯浅
猪舟 後新撰 云けるハ、程能にて、古きに似気なき風又
正しく従ひても、共にあらぬハ、年覚思ふ所なり、生まれたる謂ら
ただ世にも、その湖なりとて、再び呼ひ合ひけれども、在世せし
猪舟か内所の方へ行けるハ、生方内所に帰りて、諸々の
房にて行き、逢ひ従ひて云けるハ、其方能く心得て気到りける
の年記より言語ゑ、何様のゆかりある只然るも気の病を

悔ひて語りけるハ、その湖へ参り、さらバ弟子を迎へしと
いふて呼せけるに、招きても来りけれど、其上結神のことし、猪舟
呼びて其子を召しけるに、實に云ふて、取るものとて、皆一所に
集まりける、湖海程程に来たりて、膝寄りて待ちしと
果たせんハ、惚れたりける、従者の手継せ人を待受切て拝べきと
一定しぬ、程なく婿をもて、萬代ゑ五時まで迎へられバ、御縁を結ぶ
てハ、用意へと土堤へ出して、用人ハ多伴宛をさせや、待
む又、猪舟宅に集まりて、人々を打ち待請て、第一の方へ参るハ
従の者の宅へ行きても、程なくいへり、さていひけるハ、又無御議を
当家の者ハ、其気になりて、多く縁なりける、かく時刻延し

ねらひけれハ彼の出合御操りして指図ありしといへるよ
一家し多仲宅へ行て對面し苦しからぬ事とて
多仲容子委細申聞 舍弟の了簡甚無理なり心得方
なき人なし坊主ハ家業の人なし一應右の事ハ其家にて
侍格にもしまいらせと云て内々へ入りて指南なされて西丸にて出
致しけり またなく近頃なれハ指南家業何とぞ呼候やう
坊主ハ医業の指南並出せしと承りて人件多仲か
家業を出し坊主ハ指南をうけ候ひけれ其内延引して
出しけれハ各自良し事内々やと待所へ多仲帰りけ
今朝の一件思ふ所ありて西丸にて出勤都彩女に 西丸在 主ハ池田

外聞あしくと其日御用何かありて未出ざり 若しくの事なにかの某
しらせ指図彩女代り勤めしけり
今度ハ各様方よは侍の出入しと申せのせりすと申達候へハ
御隠居様 保安公 御顔色として坊主不便に思召あり
若輩人任せにせし事伊東長門守中務などなれは御
出ありの取捌の上ハ各遠慮有ましと云れハ一統承
りて指図の上ハ彩女中務立何事異儀申すまじやとて皆
退散せり 即日保安公の仰として坊主也右ハ長屋
入とありし其後又江戸より何ら勤わけありて改て長屋へ
のり達 家内ハ追払しけり 後四五月を経て也右
獄中にて塵紙を紙索として自ら縊れて死せし

栢尾圓介狂氣

栢尾六郎兵衛の子なりしか無為加兵衛の弟圓介を養
て子とす六郎兵衛の妻是を通して以の外嘩説有時は
岩田七郎兵衛季女を養女とし圓介に配しめて
其儀を調へ婚礼は整ひしも常に往来せし所
六郎兵衛の妻嫉妬して外にも目たつ程の事多かり
しかるに風と出奔せり翌年三月二十日の夜
圓介姉と家を出て 不義の名ある女と共に家を出ける 行方知らず
此時兵衛の方へ行まゝ偽手宮本に去り浪人なりし
けるを尋ねたる折り一宿返せしと云ふ 同八月の秋道
郡平井山無為家先祖の墓所にて自殺して死去

同月の末には人出来着なりて十月の朝に至り人々見付騒きし
たりけり 栢尾の家に連帰りて極めて狂氣にて
狂切なる連しても いまに息かつかす 其の間に暫時繋きるの
帰る二十日郎兵衛の屋敷は南山下 西本願寺家来の宅なり それは東郷門を
入らんとして菓子なと持て参りされは為人の押留て入れ
と云 大野谷右衛門加兵衛に付添居けるが病人の通ひ居りしか
まゝあるへき事のあらすといひて 狂気とやと怒りを発して
為人を追ひかけんと通りしたる押留しみかくも其頭を抜けるか
狂氣にて平井山にて自殺せしとし云々 其道へ落れは
大目付見廻に来れ 圓介が死骸目付へ届けし 夫は雲部所へ

鳥の啄ミたる痕ありて其所よりハ青葉を押て、毒に種称
出来たりとも浸漬にかくて大月村村井傳左衛門改の
節に藤原氏母の葬の其後命ありの處刑一件
の時法に背き私に葬送之人御所存の程も伺ひ於
かまりありと御督ありしも二ヶ所四五日逗留し毒人ハ
禁錮せらる處其邪せんとて養ひし岩田娘も程なく
労病し終に傾ひし其妻の験なく依托甲斐なく終に
其年終に世を去りね是も同じく穴とならしめて藤原
氏ニ葬る同穴異世の契とやいふへき

津川表三次入獄

中奥御詰御側衆津川表三次ハ元肅羅たり御側衆の黄金を賞す
きし其外不道の行ひ放蕩なりとて三月廿一日大ニ性悪依て重く押込ニ預けられ遠
評定所にて穿鑿ありて其後揚り屋へ入れ逆ありこの
表三次性質大食にて平生之三四人分を食し酒肉
又是をも殊にしぬれハ座を破る其飲食の費を償
困しみけれハ常に当直の者とも何かしといふ入獄中に
在ても其人分を食しけれハ揚り屋にハ余人にも其に応して
けるにも其居られぬと保身の為に在れ不便のものなりと
仰て飯菜を増しくれき議ありかと驚食を養ひ持ける
事の頃なり

門田・志水

門田新五郎・志水忠左衛門出奔

門田新五郎（禄四百石）・志水忠五郎（禄四百五十石）共ニ大組ニ而当年
ニ至リ江戸ニ詰、妹様ニ参リ草大ニ費多く年頃朝
夕ニおゐて何事の咎も覚へ不申候、新五郎ハ三月十三日早朝ニ
出奔、同十九日ニは忠五郎ハ出奔して家絶ス、其後新五郎ハ
大坂ニおゐて醫業を営ミ、忠五郎ハ日蓮宗ニ帰依せしと
いふ、新五郎ハ母弟有之、年経て御赦免有之、其後坂見
坂見新五郎ハ引越ニ而新五郎ハ新五郎ハ坂見
新内ニ養子ニ而
安倍忠左衛門・吉田萬五郎・江見孫三郎・雀部輔之進蒙咎

当年江戸詰せし大組之内、安倍忠左衛門・吉田萬五郎・江見
孫三郎・雀部輔之進を返し、其外之仕候ハ何れも不悪しく
八月十六日ニ於て命せられし組頭

一 蟄居　当番組 安倍忠左衛門

指江戸ニ返され、他借返済方等申立、御咎被仰付
不埒之儀ニ而も無之御免
但、家督之儀は雀部家ニ有之、其後御知行被下候
之儀ニ付新出庄郎弟ニ而三男網八郎養子
御番頭組代御知行百五十石被下 三百石

一 蟄居　組頭組 吉田萬五郎

同断

組外門に出て百石にて御譜代組の内へ入らる

高知四百石

一 闕所

同断

一 御叱

連判に加わりし者共

御組 須貝孫三郎

御譜代御組 雀部織之進

放

渡邊吉治郎 仁科七左衛門 系 菅 山下 桂村 三人蒙咎

渡邊助之丞舎弟 渡男吉治郎 仁科四郎左衛門嫡男 七左衛門 両人は

備前守へ被差出しに付 有之 家行 同日 菅四郎左衛門悴

孫左衛門 山下治左衛門悴 五郎右衛門 桂村兵左衛門悴

久米之進 三人は不行跡にて以後禁し 悔 若も親とも

ものなりとて命ぜられける

放

柴岡兵之丞

柴岡助左衛門嫡子 兵之丞 宿直 別に伝来をもって西丸の

御幕役 助左衛門 不法の数多く有之に 伝来不務

又助左衛門は 近年たまゝ取りて 又此者 御殿内へ被差出

さきの名 命あり 罷連 引掛居り

牧

牧野宇左衛門 家絶

牧野宇左衛門 禄六百石 月 日 病死 嗣子なく家絶ゆ

国立公文書館
National Archives of Japan

安永五年丙申恵藤新介出奔

恵藤新介性来放蕩にて八月　日出奔して家絶たり

安永六年丁酉池田大和刑戮奴僕

七月十五日の夜安井勇五郎か弟　京橋を通りけるに池田
大和か手廻り仲介といふ奴不和せしか早速切殺逃へけれは
其夜于蘭盆會にて人の往来甚多くつきと其侭
引捕へ家に（京橋ハ川向土倉町ニ有 下谷ノ家ハ町家なり）連れ帰るかくてみなをに
此者大和か身寄の者なれは其方へ参りて申なさるへく
ろあつかひとて大和か家より引出し大和か家地番組部
周匝にて首を刎させけり

河瀬源之進斬奴

河瀬源之進か召仕僕勝といふもの某年同十五日の夜

のゝ有りけるか河邊の方より来りけるか物ゝや種々悪口
して不法の至極なりとけけ打ける源三郎ハ妻か兄山田
市五郎か方へ行て扣頭して居たりける源三郎妻より
其ゝしかの注進ありと告けれハ早速帰りて門より内ニ
入るとひとしく被傑悪口申せしかハ有りける心ん
其ゝ始末有れハ源三郎甚怒り刀を振て右頬ニ切付る 廿疵 去ハ
鼻柱を刀先ニて後ハ耳脇まて切肩半程切たり 切く源平有れハおゝしもたゝ事へき
偽まゝ乞ふを脊を切付け悟留たり

安永七年戊戌八田彦之進斬妻

上坂之仲組八田彦之進ハ小倉弥三郎か女を妻とし
方と同居して出産所より有りしか以の外敷うやや九月廿七日
妻を斬殺せり世時の世評は嫉妬ニて斬られたりと
手向ひせしゆへ止事を得す斬りしといふ

流人破牢図

大坂町奉行所より隠岐の國に送りし流人船備前
播磨の境にかゝり居けるか四月十五日の夜なりし流人四人
壱人出家者一人京二人大坂なりしか大坂者一人ハ強奸とて京一人ハ盗賊なりとて 船中にて大なるさわきぬれ

出し達ハ其方船よりは後れけり役船其内安藝と云ふ
人数引分し、あとの船と弓持早馬にて福島に行き
其々大積国立郷離れても用ひし早馬にて
去せしかとも間合ひに至りて四人の者園を彼ら付添
の役人と弁郷より此時同心六人三艘の船にのり
流人船に漕寄せて危ぶみ急ぎ捕へけり塩田
三三郎を御使として其者を大坂へ送せられ福島
よりハ急ぎ大工五十人にて修牢細工せよと三日に成就し
其達ハ早速四人の流人を入されし五月六日大坂へ
其外二人同心四人其外人数取置きし福島へ

来り流人を受取同六日の朝彼等を連て大坂へ
帰る其外の二人ハ又船にて隠岐へ至りける

安永八年己亥藤岡彦右衛門斬役吏

岡山の塀隍を毎年の暮掃除せしむ是によりて町役も例の
ごとく出て草芥を掃ける二月十五日南邑所の命なる
隍草を掃除する役吏町の者にて土倉市右衛門家隷
藤兵衛彦右衛門と云者不禮せり彦右衛門堪兼て
すといへとも猶早く彼役吏彦右衛門か両膝を出して
三 掴る役吏ハ壮力の男彦右衛門ハ弱者にて手もなく創し
吟ぜざりける程と挿合の内鏡も川島に猿
たる藁を押付る加へ高く本丸内通り
かゝる些細を見眼をいからし役吏を追ひかけ

なりて讒言せんにハ先生主を殺せしといふ此時役人々
来おし中なるたるを叔勇を振放しさ面抜すを切殺
せり

三好文折出奔

三好文折義ハ不心得故去年七月蟄居居宅せしを達て
引込居けるか今年四月十八日出奔ニ其身を顕ハし
父出奔ハ在所か細過されハ閉もしく退去し家絶けり

安永九年庚子土倉市正家臣清水孫左衛門無悪
土倉市正家来清水孫左衛門ハ清水仁左衛門か養子にて実
ハ池田出羽家来の寺田又五郎次男にて養父仁左衛門ハ
和気郡清水村の者にて土倉家へ勤しか故にて
土倉の家臣と成孫左衛門を養ひて其後其身も
隠居し郷里へ帰り居たり孫左衛門ハ家を絶て後
住所定め内の妓家へ通ひ金銀の費多く窮し
けるか今年九月廿二日岡山西中島町若者を供
といふ両替肆に中来金子三振両入用何事に両替屋
へ一抜き誠にへしと云付し父仁左衛門元来富有なれハ

両替屋にて弥三郎へかゆおも伊右衛門ハ銀あつき程なく
やがて市正上屋敷弥三郎へ渡し手代にて待居ぬ
されて其丈に陥なとすゝめ仲間せし事を一刀に切殺そ
なきりと思ひ無なりと云 其上鉄伊右衛門ハ聲して
発せず其節兎角に計り立ちかねハ床の中にて
埋て所々に付たる血を拭ひてさらぬ体にて日々に勤仕
しけるに岩田屋にハ手代の不さらに驚きて市正屋敷
に尋ね居りけるに弥三郎の方にハしらぬ由申ければ
是非なく門番にも問へしも只何か有とや
門へハ入たる様に見えたり定て居もなく出帰りしならん

と尋ねたりしかども岩田屋方にハ彼手代なくなりし行迹あつき
有なりぬ然るに居たまハ甚不審し色々穿鑿して
居たりける市正屋敷にても弥三郎の噂しけるハ
暫く吟味しも屋敷とも心得ずしかとも噂せず
様ハ一旦ハ屋敷内へ入り早く出たる者ならんと決し弥三
郎の手にも無つかる様の疑ひなくして日を経て程への
急にはなやしき奥様伊右衛門ハ人に再び誘しく思ひ
弥三郎があのが方に男なくて来る有様にて右方
なくなりたるハ心の中に思ひ日々ハ氣の毒の色もなかりし
其上金子の事も又外に云出すも何ぞ不也なかりきに

餘りにこらへかね伴却て殺し前と云ひし弥吉なりこ
心をおけりうへて彼が生血を搾りしなりとの市中抔噂
まで安しく搾りし取めしは科人の名迄もおし血痕と
覚えしき所なり庭の内を尋ねる事なり若き掘
起したるは深く鑿つて伴の死骸を塩漬にし上るは
土と見えたり皆く驚き騒ぎ諸つ早く後よりは早く
切腹させ給ふべしと市中内達して四月十七日刑
よりおせしは深く僧共て程すき久しく呼りけるを
覚へて塩は草で多く買取庭の下埋の[illegible]
悉く葉を封し沈[illegible]坑を掘るを

今は知らせず何故か猶きびしくつもりける段に至て後には外か
ゟ思ひ合せるものいと多かりしと云其比又大なる桶を
調へて暑さはげしく深けれは清水の為迄とて葦菁多くなりければ
漬てやらんと称し甚桶に死骸を入れ門を出し川の深み
へ流めんと思ひしなれとも持人共の怪しみける事を恐れ
世に出れけるやうに其のことく埋め悪しかるへし膳の
あさき振舞ありて自ら日数経るに[illegible]と人々
驚き嘆じあへり

福尾助之丞下獄

御譜代士分 福尾助之丞と云者 寄露[illegible]何となし

まて十二月廿二日年賀に與五右衛門か宅に呼寄道直に加賀に条
て牢屋へ送り七郎へとり扱ひ此時の同類にハ細木丈右衛門
岸右衛門 浜崎孫右衛門 山形友吉 安東忠右衛門いつれも小隊代官 五人
なり 稲屋の罷さたなり然と国守を厚く化せしなりとも云
未詳 家内ハ黒天明元年閏五月十九日追放ニ遣し

神職辺春内記斬某子業作

児島郡槌ヶ原村神職辺春内記か次男業作といふ者
同村ハ名姓の子宴五郎を六月のころなりし同人として殺すに
かまきれ同村なの地といふ所にて謀りて突殺し詫人の
所為とも志れさる様にて切し置けるを程あて吟味し
けり所業作か所為たりし露顕に及ひけれハ父内記業作
を切殺し出奔せしかとも早速召し返されて神職を取
免ける

天明元年辛丑横山宜迪横死

岡山栄町堀端に横山宜迪と云陽明人醫師なり瘍科を
業とせり父ハ宜居とて隠居して在ける其身ハ信するなり
江戸の事所中ハ郷正寛寺と云法華宗の寺を信持
しける今年五月父を見返として岡山へ来り逗留せ
しめ其連て来りし奴僕同月十日朝隙にて忽狂気し
何やらん騒敷声しける宜迪の母同人妻宜迪ハ即起て
抜身を何なる其僕の振たる所の僕身を脱捨ぬいて
たりき是を振たり来る刀の目色もうつりぬ刻なれハ何するを
持て居るやと老母をもて彼母其所へ入来わつとけるを又

一刀切つけ侍りぬ　又連甚驚て目覚めいそぎ起行て
見けれハ兄も刄物持たりけれハ思ひよらぬ棒なんどにて
母と敵を伏せたりけるのとおもひ捕へかゝりけるに甲しく
闘ひけるに二三刀切付けて傷つけ彼奴僕ハうれさに外へ出て
隣檀堂の上に登りけるに次の見番抱きとめんとせしかは
てありけるに何者とも志らぬ鐘の側に立居たる者
時しも粗閑なれハ刀とも棒とも不知を持たる者と在集
りんと云ふけしの書中かし窓付たる驚き急き出て
ありけるに粗者を纏てありけれしとも皆逃ひ出
さりけるの故驚く内引かんとせしに其騒動に町内より

人追ひ出合町同心など手分け尋求めけるに紙屋町石橋
のもとに怪しき男一人立居けるに何方へ行くや彼者にと問へハ
同心立かくまで何事も答へず捕へ帰る狼藉者の事なり
狼狽へしかれハしたゝかに尋ぬ通ハ川の端より薪積
たる中へ入置たりと云ふ川崎町の薪積たり何ものを
尋ねるに果して相果てけり相手買ひ所へ人遣り臨看
集り療治しけるに母ハ老人と云ふ疵も数ヶ所なれども
大切の疵なき故療治にかゝらず日を経て平癒しぬ
又連ハ気力ハ健なれとも疵深く殊に脇の下突
疵一ヶ所深けれハ終に薬ぬかれかたく一時

なりとて死せし重遠此時ニ而狂婦より丹精抜たる
ところなれども心ならずも打すへぬは口惜き次第なりと再三
嘆しけるとぞ彼狂者ハ先町奉行の牢へ入置江戸
にさらされけり追て双方江戸へ出けるへき旨被仰付
て両人共ニ主従ともに同月付河上六郎右衛門其御徒士
足軽共付添て同廿八日高山を発し江戸ヘ至り寺社
御奉行のもとに達シ引渡重遠母ハ疵ヲ被負ける
急せし旅ニ而も至つき新なり敵ハ甚賞美せられて家
らず狂者ハ死罪の沙汰ありしよし狂気のさたを殺すること
者の中より助命願出れハ申すまでもなりとて

天
将軍家の御役人ニ而助命願ハめでたく催促ありしかども
両人共河上六郎右衛門へ両人量見ハ至極もすまぬなり
とて一應ハ許容せずて其ヶ所六郎右衛門へとも江戸を立て
七月十二日高山に帰る 此時六郎右衛門年八十歳余弟ともに勝手心も なり往来せしとも何も差障なく人皆其
感す
おまけに甚後又御役人中より中村善右衛門岩田萬四郎
両人方 御徒士 より助命願御頼ミ候へしつ頼きし催促なり甚如く
なりてハ是後なるまじく六ヶ敷なりたる又しも重遠
家内もまた江戸へめしよせらる事なりへしなとゝ申こえ
是非なきるやなりしも重遠家内へ助命願拝て出き世
られしと云

時岡丈助自殺

江戸向屋敷にて時岡丈助と云通の子四月十三日腹切
て死す

天明二年壬寅水野出羽守の狂気

池田要人組水野藤五郎の嫡子出羽守の父の名代として
普請方加奉行勤む去年七月和気郡飯盛村へ
出張に指出けるか事の外代官（廣田雅楽守出役之組頭経）出羽守の心に
叶はさりけれは心を用ひける餘りてや　おかしく成り常ならす
ありけるや此時又出羽守の方へ帰りしか手紙もおかしく
いかにもしれ文躰も乱れしか日頃学問を積たる松下
久米之丞所へ読ける書籍をは手代とも平生勤方悪しく
其上所の者をかしこひ気を付勝ひけるや押留める
趣なと書しるしを載せ　久米之丞驚き只事ならすと思ひ

なりしが先達ての詫の急に謀し来りければ一先ず其表
引払ひ帰られしとぞ扨やがて其夜なりしの暁兎
御帰りけるを手代(雇人給り)忍び抜出るを安兵衛見て
行燈の火うち消し人違ひと云手代共を斬らんとする
所を拔打に斬られて驚き逃去る今一人の手代
(安兵衛拾)驚き騒ぎて抱留んと手力強くて割られ(悲しく)
其肩より疵を蒙りければ叶はじとや思ひけん逃出て
湯殿の方より行しを追掛て斬り其所に倒れ死す初の
悲人は其儘に門外より走り出つ是れを追掛んとて出る口
(又)は女房兎御座けるを見て驚き小驚しより斬付け兎御

驚破見ハ兎御の声まで聞えへハ安兵衛ハ立帰り謀たり
疵ハ浅きや気毒なりと思ひて疵を巻とて袖の中なる
手拭を出し拔とへて駆出る程折所よりなしれハ
暁ふくなりし見え来て手捜るに再ひ立帰り切倒し
したる足ほとに留とまりし扨茶漬喰んと云げ遣ハ一人の
老婆をゐ起しめける(此時言ハ出て探のまゝ逃るといふ)まゝなり松下冬吏ヘ
又書状認め今朝ハ手代ともに村役人を加へて飛脚
ひしゆへ持参なりて悲人ハ切留悲人ハ手負なりとの
逃去りしかと思ひ長右衛門尋出し仕留め合ひしとぞ
書たる其書物を村役人へ渡し罷出へ出来並しと

云ふて又鎗提て出たりしか一村の家毎に捜さんとせしに
皆〻恐れて戸を志め居たりしと隣の名寛にて戸を
推し破り内に入つて捜しあけけれとも見へされハ又村を
出つ此時往日村佐伯助弁行逢たり（佐伯ハ外郎用にて田所に来り居けり）助弁
何事そと問ふに安兵衛へ志かしかの故なりと答ふ助弁狂気
なりしとハ思ひなから急に思案決せす何事なく捜移し
てあれけれハ頓て其村の者集めて長に掛て搦とらを
見んと思ひなから是も果さす帰りけるとそ（此後助弁か此度の始末不屈なりとて）
（其役御免にて倅弁も職せらる）安兵衛ハ山深く分入り尋得ても縁に
絶ぬ界の一村に至り名主の家を尋得行姓名役儀

を名のり言段なれハ一飯を請ひ喰ひ終て云様ハ山越に
まり道案内致へきれハ飯急村を案内申付しとて
其所の者を先に立又宿に帰り再ひ来るへし何所に隠
るるもいそて尋探出すへき者へきとて又山中へ分入り
たり此時其山へ出たりけるハ一族とも追て駈付行き其縁も
数人其世者たり郡方役人来り行向ひけれとも郡代
下方手馬搦寄て一族の云事も有へけれハ其族子罷
出へ其後其場へ駈き付も来りしとて皆を和気村にて
行搦子を待居たり松下久兵衛と云人ハ捕所の着積
兎と云手代も手先の者何そ傍より遠見して居る

無理やとて只一言も人なくして鮫魚村をまかせ忘しかくて
同村へ行し者とも其夜の何所にか行しやとかのかの者
に聞くとも知らさりけれハ人を方々へ尋しかとも
三月の空すぎても更に様子もしれすいつれもあやしませんと待候
たる所に其日の晩景に及ひ打たる鎗提け足早に戻り
帰り来りて背を逆ひて手拭にてしたゝる始末あらはすと
問ふに彼らしくと云ふ此時も猶なほまや探索ありと云出し
けるに角極気とも見えけれハさ為しくと云ふ為め飯を与へ
落付たる色を見て我心の趣云ふせ切腹をすゝめけるに
皆ハ極めたるとて診の事なれ何やらん精極手を

呼ひ候まて私語き其後猪切て死す此時手代を仕留し
場を聞及て山奥にて突殺せしといふとも未た慥ならす
かくて彼死骸を尋ねしに中々しれ出す其所ハ
蛇の穴とて人の至らぬ幽谷なり死骸を見るに諸々にて
突たる疵遍なり是ハ其所にある森のめくるを逃廻りしを
追来るゆへ逃廻る内突れしなるへし又何此時諸々の蛇よりし不
自由なれハ私て経くし突殺せし生るへし是も亦
死後私年村に待居たる人々に入来れとも果たる後
なれハ無縁なり右死骸を片付て其山に帰り埋しく
七日の取葬送せり 死骸は行し水口猪三郎か物語りに七月五日なれハ暑気甚しく其臭気まさにて堪かたし

然ニ手代ゟ死骸ハ四月の暁切られしそのまゝなれハ其身ニ害を生し疵を見
むと思れとも其所へ立よる事ならず雖も西郷まても皆其にみだし肌を
みしも尺くさりしと云又池田要人の勘請ハ尺を便に起し帝る
家来帰りて側に出けるを看たる家にて見事一家にも咄
たりしと云ふ

菅八右郎斬小人

馬役菅帝之丞嫡子八右郎と云者 後半右衛門と改む 祖父伴左衛門
よりしたりつれて江戸へ行し六月廿九日の事なりし庭方
の渡り小人八右郎に對し不禮せしかバ怒りて抜
打にして切殺す 八右郎此時十四五歳なりし稀なる容貌美なれハ小人其の心有りし故挑をけるもの事ありしかバかくせし
よし

同心久住勇介起于倉敷

世に新年（ツンホ）三（サン）と異名せる大盗ありしを召捕て非人に渡
次郎九郎に預けてトメコに入置非人共番し居けるに
七月廿四日の夜トメコを破て逃けるに此盗倉中田と
いふ所に居りし時かくしけれハ同心久住勇介 後ニ八五郎 次郎九郎ゟ知らし
山の者共九月二日彼地にむかひ搆矣して勇けり所を知り
かへり捕遂ありしに盗ハ足早く走り出て行方知れず
も彼に残り居ける倉敷代官大塚の程多く其所倉敷の
スヒホウなとも集り居けるに山の者共無二無三に打掛
しにむかひきたるをハ切けるに大塚の目附し精兵
とさ人都合二人を切殺す此外手負ありその文通し

杉村八郎右衛門打殺し首斬同て倉賀野へ行けるを見て
はしけにひとしく急ぎけれ同山より町目付東條右衛門方
其外同心衆馳せしく誰彼となくひけるに四十四勇介并ニ
山の者十一人次郎右衛門か子皆同山を帰る其外双方山
の者ハ同山に籠り勇介ハ急ぎ籠りといふ所ハ何の様
とも知らず一しとのさて町奉行筆瀬三郎右衛門
出郷庵へ入まで 同後見人（以来逃去り） 山の者十一人次郎右衛門か子ハ
其後部庵へ入ます伝門にて足軽四人つれて倉賀野町へ
平均倉賀野より江戸へ伺ひとなる次郎倉賀野代官ハ
寄居ノ平右衛門手代保科十蔵と云何れも三年十二月三日

右者より倉賀野へ呼出る其人数ハ
盗賊主犯并子分以上五人 此母子者ハ先年刑せられ海賊二百疋母者眼病……と云 久住勇介
八五郎 次郎右衛門か子 山の者十一人
右衛門より越前ニて東條右衛門方郡目付 杉村八郎右衛門方へ行
目付塩田門右衛門同心谷田伝右衛門徳田兵助常盤町名主白銀
屋源介并ニ中ノ四日帰代官所にて穿鑿致す其吟味
始より勇介ハ元の如く同山へ籠り候て山の者ハ縄打寄屋
に入る盗賊ハ手錠にて倉賀野目明し手ハ渡り同五日東條
より初め何れも勇介山の者を右の通り皆足山に帰り同日ニ
山の者共ハ右の者ハ倉賀野へ留め都合十人共ハ常盤町

役人顔を出し閏十月十二日夜に着しも又倉田へ呼出され
ら彼地にとゞめられ遠く出立の者は討首又は外山の者は五郎
ともに手鎖にて倉田国明は新八を顔付られ勇介は五十日
関所を抜出て関山を帰る閏十月十二日山の者八人
倉田よりも帰る翌年正月二日より勇介は関門明
きられは又倉田へ行き事済て帰りける翌年より勇介は
夜明くれて山の者共は是迄通りて事済し

垣見七郎右衛門斬家来

丹羽蔵人組垣見七郎右衛門書来り江戸にて話居候か
去月十一日朝五ッ時手討に相成りき其は天明五年閏人

狂気の条々の其事は記すに略ス

熊代庄左衛門萩野久之丞武田八十五郎本末

萩野久之丞 忠役萩野久七郎か弟 武田八十五郎 御徒代徒士頭武田要之助か弟 熊代
庄左衛門 御手先和田進組忠兵衛弟 三人同道にて六月五日の秋尾町の酒屋
和田屋四郎兵衛方へ行て亭主に逢事を頼み置き支度、
付に振舞を備ければ四郎兵衛の無礼を咎め是を怒りけれとも
三人其けすは少くも無理に押て無体に吟味は世を振舞ひけれは
一家をも抜き是非とも評定にを訴へけると云ふ四郎兵衛
常々ね應對悪しく是は吾等に思ひしが云ふ事もの由詩経
多く申して夜通しに申し候と其方の景様如何の便償

上拾き扱を扱ふ此係に封し扱ふものハ銀子をも
近ける事まで時々を重ぬるうちにはいつか扱にて仕馬られんと
思ひ中にて立申ハ今度ハ是非に有無もおさまる事
ぬ連ハ昨朝集る連よ其経の為ハまかせ居る也
引出ひさせんとて帰し中ぬかくて翌二月の頃銀子請
取らんとて三人の者来りぬいかゞ致すにや甚寺隠れなく
和田より帰したりけるや娘の外何山ニ出入しとき 信樽(?)目西間へ入りと看ると立所に
誰廻し三人の者内へ入りと見て外と立かけり思ひなハ
内に入るとも両刀帯たる者なれハむなしと閉居りても
なすまて取放たり三人とも何も中々捕手ニ来る 一ツハ三人の姓名を問ん

閑ひし機に及ひけれハ心驚き外へ出て及ひけるに外も信用(?)
ろうふ
信ぜらんと抵絶とも動静いかにと伺ひ居たれハ其
内より面識の者も多かりけれハいかにしても驚き逃去りぬ
其内三人ハ館の立退き自身身のを落せしめ其内に
自分の名利も有しに和去一件世評広く其係上
むを起る事ハ三人共出奔し旅帰久ぶ要す又
久七郎ハ悪因列に続し良悪して久之助を殺害
其後起りて極め路の推測動かす 判形 役 未此ずして中に居る
勘弁も不得事ニよりて久七郎は兼因縁相成る事へ
両人良悪し因果にて久之助を殺害して武田八十五郎の父

四郎左衛門ハ御譜代組頭冨田弥五郎の手に属して内意をうけて退去
せんとすゝめしと尋ねられ冨田か家に盗賊有よし一旦ハ
飛かへりて親退去は何の益かあらんといふ事によりて
其後ハそれよりけり然ルに代官左衛門ハ此度の一件の張人
なれハ未練なる故久しき迄殺害を遁れたりとおもひめぐらし
祖先を恥かしく義理をせまりぬるや十月廿一日の夜
石井山なる父親の墓地に帰り来りて腹切て死しける
武田四郎左衛門實子にて数馬といふ者ありしが当年十八歳なり山崎町
瀬尾善兵衛方へ奉公に行き鷺物見物人といふ者共鷺物の事に入れハ
はなしとて其背に数馬の砕性等しきといひ出し刀を抜て
かけらんとせし処内に驚き逃去る抱外より抜の人来り取押
内密に計ひて家に帰り居しも其後ハ腹
取し黒部目見えてみれハ枕元に其の取れ附りしも神ぞ知る

村瀬小十郎子市之進傷人

砕中の事を忍ひて一刻も早く出奔すへしとおもひ退去せしといふ

三月九日の夜の事なりし冨田町気田部屋といふ者の
居屋敷の行燈に家中のおのおの集まり石を手に持ちけれハ
気田部屋ヵ子内より出て追掛け逃去りしに
小姓組村瀬小十郎ヵ悴市之進十二歳なりける少人
路に出て追ひ来る者を待請て抜打に切付し故
大に驚き深手なれハ其侭逃帰りて父と共に内に
入りしを追かけつゝ切留んとせしを人々あつまりてとゞめ
けれハ其侭にてあるまじき事にもならず元来其子供の事なれバ

内済ニそろの済なり

放　高木幸之介

高木半右衛門か嗣子幸之介と云者不法の事過ハ御領分
ニ差置ましき旨四月廿五日命ありて早速立退ける

野間幾次出奔

物頭野間五左衛門か養子幾次ハ番頭津田丹下
次男なり使番何某男ニて養父の心ニ應せす
丹下も此為て離別を命しとお請せし上度々
彦之丞か子熊次を同道して　月　日暮比
丹下方ハ幾次を返し又遣年ニて熊次とあき
むき引まつして直ニ出奔せり

幾次直ニ大坂へ行中井善太竹山の門人となりて
学文をつとめ寛政の比ハ江戸ニ行りて業を云ていふ家次出奔のとき
行きまりれし熊次ハ詳判行しく此熊次父か家を継て彦之丞と云

天明三年癸卯舟橋兵左衛門蒙賞

池田要人組舟橋兵左衛門といふ者妻の病にや酒を断し
小畑町にてあしく不法の事共有けれハ九月十五日籠舎被命
せられ養子願ふ通りに御吟味ありて南部源左衛門
か子軍吉といふ者養子となり跡ひけるか是ハ七十五の老翁
賜りしかる所に寛政九年四月十五日の夜兵左衛門
出奔せしかハいろいろ尋五月六日同姓船橋又七か
其方にけるを尋ね出し家督の所へ御知行しは
跡ハ御預ニ成同月十九日軍吉も退去して家絶
たり

八田庄之助出奔

上坂多仲組八田庄之助（禄三百石）日出奔して行方不知ありけり放蕩
にして勤仕を嫌へり同九月家絶ぬ此庄之助ハ小栗源市
弟にて八田傳之丞養子たり傳之丞ハ大目付勤めし庄之助か孫にて
之丞郎か子なりしか世を早めし依れハ傳之丞祖父か家継し庄之助
大目付勤めし内東武に行れハ東職の名務せすに務せり孫に家継なりけり
又表向傳之丞も支配なりてなりしか世を早めしか傳之丞弟に
盃浴に云行り却りなり継ぎを請ふ其訳を見て世の浴説を楽し筆
学ふに心を尽さめしか十四五にて狂気に依れハ一家との気を移して死
せり盃浴狂気に依て少前か弟を養子にし家継せしけなり猶に
此庄之助放蕩にして家絶しぬ不幸なることなり

天明四年甲辰石原幸吉斬池田近江僕

二月廿八日暮過の事なりし石原幸吉（小姓組石原茂之助嫡子）同知
罷つ（土肥直組同権之助嫡子此時十二歳）同道し川向ひに行けるに途中西方寺
町にて一僕幸吉に行当り無礼言過し切殺せり津田
重之郎か僕九右衛門運平川端にて通りかゝり此有様を
聞とゝめしく急ぎ出合幸吉に應対し町役人呼出
し死骸に番付せ幸吉ハ重之郎同道人ハ福島屋久平郎
か方に入り此時同知つ罷つと石原か方へ帰しけれハ
かくて幸吉か父の茂之助も来りて外へ遣して人集りぬ
かくて茂之助より小姓組之頭林清左衛門寺沢唐助へ

両人ハ書付出ス其写

口上　覚

私倅同姓幸吉義同月十八日当川向ニ而鉄砲ニ而雲雀
町場ニ而居候藤四郎ト申者同道ニ而平十郎門前境ニ而小者
躰之者両三人参候而何方之者ニ而候哉と相尋候処名主弟子ニ而候由申
及悪口仕甚立腹仕候ニ付手元ニ有之候鉄砲ニ而為
止之討候ニ付名主共申候何方之者ニ候哉と相尋候処右之者共
申ニ付途中ニ而被召捕候段不届ニ付御役所ヘ差出候
之御吟味被成下候様ニ奉願候以上

四月廿日

石原蔵之助　判

林　徳之丞殿

寺澤藤左衛門殿

林寺澤両人ゟ大小性組世谷川儀右衛門ヘ出候添書之写

口上　覚

石原蔵之助倅同姓幸吉義今朝雲雀町於途中
手討仕候由ニ付早速私方ヘ鉄砲并右之者小者
躰之者ニ而御座候何方之者ニ候哉と相尋候処
名主弟子ニ而甚立腹仕候ニ付手元之鳥ヲ取上ケ討捨
申候ニ付手疵見分仕候処右之乳通一ケ所左之肩一ケ所
〆二ケ所右之通ニ御座候以書付申上候以上

右同断

寺澤藤左衛門

林　徳之進

長谷川儀右衛門様

右両通ニ又長谷川源右衛門して小仕置役部類毎ニ儀右衛門
村集し死骸伴持候者何方の者とも知れされハ尋候
来り候者何りも不存候よしにや其外の者ニも問ハれけれハ此者共者
参りて尋候ハ不存候て捕り候へしとて差遣けり又組頭ハ
同所ニ詰居候を不存候中ニ何ひしかとも其ハ其元の此所ニ
たち出し候も差越けり故始終組頭ハ同所ニ詰居けり
但し福岡屋方甚大勢込入けれハ組頭ハ郡奉行四郎ち

方ニ居けるとて町目付ハ郡屋次郎左衛門方ニ詰居て右之由
死骸引取ニて是ニ到り其同心ともに詰居けるよし承りて
黒田長政の朝六ツ時比池田近江詰目付大橋六右衛門と云
者来りて死骸を見届よしとて町役人共を呼出し申
出会見せけれハ近江家来ニ申遣可致旨右衛門ニ向ひ帰
して大橋ハ帰りける其後右之儀を掛組頭長門殿へ
早速長谷川ハ届たり六右衛門帰て後ニ近江か使者を以て
届之儀之段ハ申聞候由
昨年改役所中扱いしもの有之候手続ニ付
此しも役所ニ居之候者手負家来小者角平と申者にて

有之候ニ付多勢ニて鎮め候処右之者出走いたし候ニ付
畢竟狂気之者ニ而聊ニも相違無之乱心之様ニ
有之候ニ付御預ケ被仰付候由
右伝右衛門ハ如何なれハ接待として差遣候文字近江の家ニ
参りて相談之上組頭ニ談合し此者長谷川へ申付置ハ何人
有之候相談部屋毎ニ申付置候右条文字直々参りては及不申
之候得共先引受ニ相積り追々説得いたして相済へしとの
義ニて伝右衛門其ニ付近江宅ニ行て此者を申含近江
早速用人を以て右衛門の存念を聞合候様申遣し引取へし
との相談部屋相済候而前ニ来り引渡して引揚ケ候様申付

又其上ニ而組頭相談ニて何れの接待ニも自分所存として
近江の宅ニ参りしけれハ同廿八日の晩近江宅より足軽共人
ニて死骸を守りて町奉行ニて渡し済けり

小林弥市溺死

御船入奉行小林弥市と云者二百五十俵丹羽鍋五郎
後藤某と云方ニ行帰路ハ大雨ニ入り吉原の川堤ニ
而何か見へて入水し其侭死去ニ付同廿七日ニ死人にて死骸預
候ニ付後藤より引揚ケたりさりなから家ハ断絶せり

冨田勇五郎難波五兵衛下獄

先達冨田勇五郎難波五兵衛門羅何つて新曲と云ハ浮世より

帰されし三月二日岡山に着く即日大目付今井文右衛門
宅におゐて申渡長屋入とありし

美作上驛丸屋甚五郎子ニ而

五月廿二日筑後柳川藩主立花左近将監作上驛に止宿
ありし其家中の宿ヘ盗賊忍ひ入諸方を明け大小其外
の物ぬすみ立又さしものなとく取りて立去りけれハ其侍共
何もなく翌朝立て行両三日経て跡方を聞き尺けれハ
紛失物多く是に驚きけり盗賊の運の尽きて跡方の中にて
詮議なる近在の中に刻ミ多嘉輔の儀あり其者僕に
備前岡山と志し行ける故手がかり出来ぬとあるによつて

其人を作上に返し多嘉輔を罷求め件の儀とも合せ
けるに違ひなけれハ右之趣を注進有ゆへ猶又穿鑿ありしに
勿田驛の丸屋甚五郎なれハ早速召捕へ獄に下して
其后立花家に通達ありて屋にて首を刎て獄門の
木に懸けし

明石権左衛門自殺於娼楼

初め進段の家士明石権左衛門と云者平生備中松倉の
娼家に遊ひ名染の妓に惑溺し終に六月七日の夜
件の妓を刺殺し其身も自殺せられ見物息なよ
ひたるうちにけり故亭主驚き行き見しに女ハ未た

蚊帳の内にて死し　権五郎ハ這出て居けるをとらへて
息絶ぬ　此よし同心より注進しけれハ　同家中中村
友之丞といふ者数輩打て兄権を連帰りけるかくて
其旨言上しけれハ　家絶ぬ

中野

中野仁右衛門出奔

中野仁右衛門　禄三百石　引四　放蕩にして　妓楼に居て博法に
耽りて其身立かたく去月の初家を出たり　厥て尋ね
求めけれとも知れされハ　同月二日退せしめ其年
依て家絶たり　妻ハ廣内権五郎か娘なりしか
仁右衛門か出奔後出産せしか　子ハ死しけり　又其身も

養生叶はす居りて死けり

坂

坂本三左自殺

坂本三左といふ者　いかなる事にや　去月
日自殺して家絶ぬ

佃

佃彌五左衛門出奔

佃彌五左衛門　禄百石　放蕩者にて　江戸に詰居て
娼家にかよひ深く馴染たる妓と既絶せんとて
うれへ　月　日出奔し　江戸にハ彼の妓をつれ出しけると
いふ　兄備中芦守の家中田中丸之丞といふ者
之男にて　佃鉛治か養子にて家を継てなりしか

此度浪士し家絶かくて孫無事ハ程経て兄の
九之丞ハ春良か子として再ひ備中に住居せしとぞ

国立公文書館
National Archives of Japan